

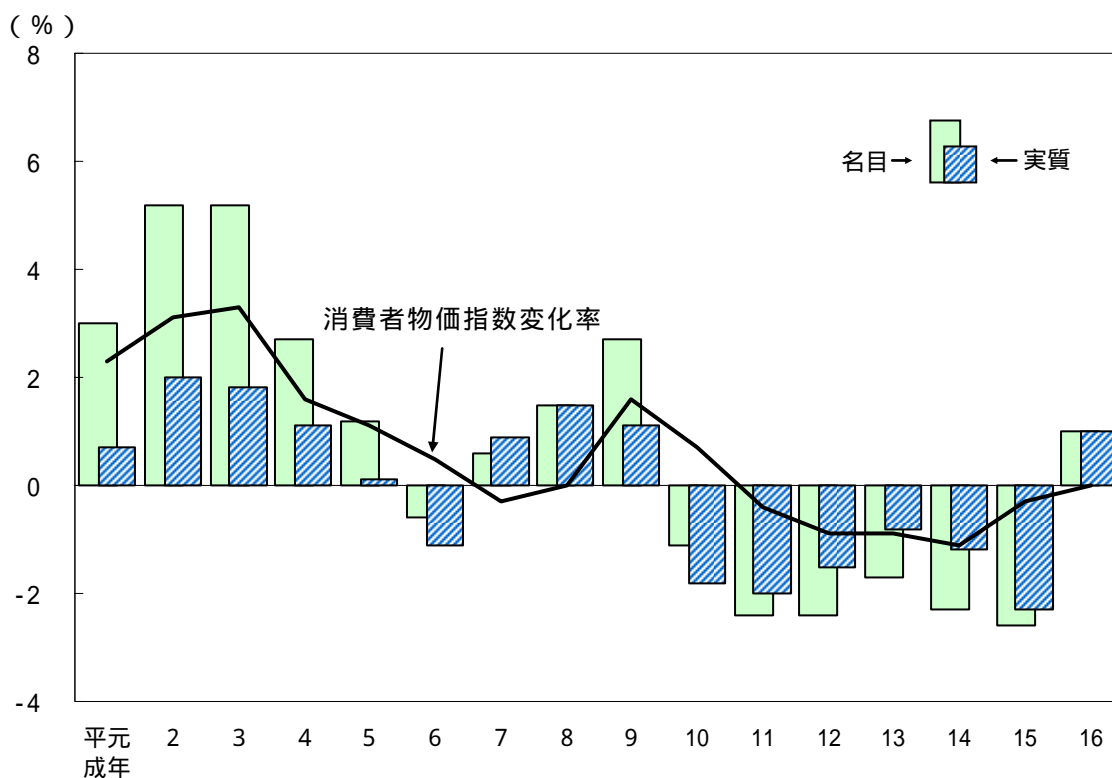
## 2 勤労者世帯の家計

### (1) 実収入は7年ぶりの実質増加

平成16年の勤労者世帯(平均世帯人員3.48人,世帯主の平均年齢46.4歳)の実収入は,1世帯当たり1か月平均530,028円で,前年に比べ名目1.0%の増加,実質1.0%の増加となり,名目,実質とも7年ぶりの増加となった。

実収入の動きをみると,平成6年に実質1.1%の減少と昭和55年(-0.6%)以来14年ぶりの実質減少となった後,平成7年(+0.9%),8年(+1.5%),9年(+1.1%)と3年連続の実質増加となった。その後,景気低迷などにより世帯主の臨時収入・賞与や定期収入が減少となったことなどから,平成10年(-1.8%),11年(-2.0%),12年(-1.5%),13年(-0.8%),14年(-1.2%),15年(-2.3%)と6年連続の実質減少となった後,16年は世帯主の定期収入などが増加となったことなどから実質1.0%の増加となった(図5,表3)。

図5 実収入の対前年増減率の推移(全国・勤労者世帯)



実収入の内訳をみると、世帯主の配偶者の収入の中の「うち女性」(+4.3%)、世帯主の定期収入(+1.8%)、「他の世帯員収入」(+0.3%)が実質増加となった。一方、世帯主の臨時収入・賞与(-2.2%)は実質減少となった。

実収入の動きを四半期別にみると、平成11年7～9月期から13年1～3月期まで、現行調査の開始(昭和38年)以来初めての7期連続の実質減少となった後、13年4～6月期は前年同期と同水準となったが、7～9月期、10～12月期は2期連続の実質減少となった。平成14年1～3月期は実質増加、4～6月期から15年10～12月期まで7期連続の実質減少となり、16年1～3月期から7～9月期まで3期連続の実質増加となったが、10～12月期は実質減少となった(表3)。

賞与支給期の臨時収入・賞与の状況を見ると、夏季(6～7月平均)は実質で前年同期とほぼ同水準となったが、年末(12月)は実質減少となった。

表3 実収入の項目別対前年(同期)増減率の推移(全国・勤労者世帯)

年次 四半期	名目増減率					実質増減率				
	実収入	世帯主の勤め先収入		世帯主の配偶者の収入	可処分所得	実収入	世帯主の勤め先収入		世帯主の配偶者の収入	可処分所得
		定期収入	臨時収入・賞与				うち女性	定期収入		
平成元年	3.0	3.9	3.6	-5.3	3.8	0.7	1.6	1.3	-7.4	1.5
2	5.2	4.1	8.1	7.8	4.5	2.0	1.0	4.8	4.6	1.4
3	5.2	3.3	6.8	12.5	5.3	1.8	0.0	3.4	8.9	1.9
4	2.7	4.1	-0.2	2.9	2.1	1.1	2.5	-1.8	1.3	0.5
5	1.2	2.1	-1.2	1.0	0.9	0.1	1.0	-2.3	-0.1	-0.2
6	-0.6	1.5	-5.6	-5.4	0.6	-1.1	1.0	-6.1	-5.9	0.1
7	0.6	1.1	-4.5	11.6	0.2	0.9	1.4	-4.2	11.9	0.5
8	1.5	1.1	2.7	1.0	1.3	1.5	1.1	2.7	1.0	1.3
9	2.7	2.7	2.6	2.0	1.7	1.1	1.1	1.0	0.4	0.1
10	-1.1	-0.6	-5.0	-0.4	-0.2	-1.8	-1.3	-5.7	-1.1	-0.9
11	-2.4	-1.2	-7.8	-0.2	-2.4	-2.0	-0.8	-7.4	0.2	-2.0
12	-2.4	-0.6	-6.5	-4.5	-2.3	-1.5	0.3	-5.7	-3.6	-1.4
13	-1.7	-2.2	-3.5	-1.5	-1.7	-0.8	-1.3	-2.6	-0.6	-0.8
14	-2.3	-1.3	-7.5	4.1	-2.6	-1.2	-0.2	-6.5	5.3	-1.5
15	-2.6	-1.0	-4.7	-3.5	-2.7	-2.3	-0.7	-4.4	-3.2	-2.4
16	1.0	1.8	-2.2	4.3	1.0	1.0	1.8	-2.2	4.3	1.0
平成15年										
1～3月期	-5.9	-2.4	-52.4	-9.0	-6.2	-5.6	-2.1	-52.3	-8.7	-5.9
4～6	-2.3	-0.5	-0.5	-7.3	-2.5	-2.1	-0.3	-0.3	-7.1	-2.3
7～9	-1.8	-0.7	-1.4	-2.7	-1.0	-1.5	-0.4	-1.1	-2.4	-0.7
10～12	-0.8	-0.4	-3.0	3.9	-1.5	-0.4	0.0	-2.6	4.3	-1.1
平成16年										
1～3月期	2.1	1.3	-16.8	9.7	3.7	2.2	1.4	-16.7	9.8	3.8
4～6	1.5	2.7	-5.9	11.1	0.9	1.9	3.1	-5.5	11.5	1.3
7～9	1.9	2.1	5.4	0.3	1.8	2.0	2.2	5.5	0.4	1.9
10～12	-0.8	1.2	-1.9	-2.1	-1.4	-1.4	0.6	-2.5	-2.7	-2.0
平成16年 夏季(6～7月平均)	1.1	2.4	0.0	3.8	1.3	1.2	2.5	0.1	3.9	1.4
年末(12月)	-2.3	0.6	-1.9	-3.7	-3.4	-2.6	0.3	-2.2	-4.0	-3.7
平成16年 月平均額 (円)	530,028	369,417	67,199	54,921	444,966	-	-	-	-	-

(2) 非消費支出は7年ぶりの増加

直接税や社会保険料などの非消費支出は85,063円で、名目1.2%の増加と7年ぶりの増加となった。

非消費支出の内訳をみると、実収入が7年ぶりの増加となったことから勤労所得税(名目+6.6%)などの直接税(名目+5.4%)が増加となった。一方、厚生年金保険や雇用保険などの社会保険料(名目-1.8%)は減少となった。

実収入に対する非消費支出の割合の推移をみると、平成6年に特別減税の実施により15.2%と前年に比べ1.0ポイント低下したが、7年は特別減税が継続して実施されたものの、公的年金の保険料率が引き上げられたため、15.5%と前年に比べ0.3ポイント上昇した。平成8年も前年と同規模の特別減税が実施されたが、15.7%と前年に比べ0.2ポイント上昇した。平成9年は特別減税が継続されなかったほか、8年10月に公的年金の保険料率が引き上げられたこともあって前年に比べ0.8ポイント上昇し、16.5%と現行調査の開始以来最も高い水準となった。平成10年は二度の特別減税の実施により15.8%と前年に比べ0.7ポイント低下し、11年は、定率減税の実施もあって15.8%と前年と同水準となったが、12年は前年の実収入の減少により個人住民税が減少したことなどから15.7%と前年に比べ0.1ポイント低下し、13年は勤労所得税などが減少したものの4月に雇用保険料の料率が引き上げられたこともあり15.7%と前年と同水準となった。平成14年は勤労所得税などが減少したものの、前年に続き10月に雇用保険料の料率が引き上げられたことなどから15.9%と前年に比べ0.2ポイント上昇した。平成15年は前年10月の雇用保険料の料率引き上げの影響もあって16.0%と前年に比べ0.1ポイント上昇し、16年も16.0%と前年と同水準となった(表4)。

表4 非消費支出の対前年名目増減率及び実収入に対する割合の推移(全国・勤労者世帯)

(単位:%)

年次	名目増減率									実収入に対する非消費支出の割合
	実収入	可処分所得	非消費支出	直接税	勤労所得税	個人住民税	他の税	社会保険料	公的年金保険料	
平成元年	3.0	3.8	-1.2	-4.0	-2.8	-5.2		2.8	2.4	15.0
2	5.2	4.5	9.1	6.6	9.2	3.9		12.7	19.2	15.6
3	5.2	5.3	4.5	4.8	11.1	-1.4	-3.8	4.3	5.4	15.5
4	2.7	2.1	6.1	8.2	6.0	8.8	15.9	3.2	5.1	16.0
5	1.2	0.9	2.5	2.7	1.6	5.5	0.5	2.7	2.9	16.2
6	-0.6	0.6	-6.9	-12.6	-15.1	-14.1	0.7	0.8	1.1	15.2
7	0.6	0.2	3.1	-3.1	-7.6	4.9	-4.2	10.3	16.4	15.5
8	1.5	1.3	2.6	2.5	2.8	-1.0	9.2	2.5	3.0	15.7
9	2.7	1.7	8.0	9.8	12.6	11.3	-1.3	6.2	7.0	16.5
10	-1.1	-0.2	-5.2	-12.5	-18.6	-8.8	0.2	2.3	1.7	15.8
11	-2.4	-2.4	-2.4	-3.4	-8.7	0.0	4.1	-1.6	-1.8	15.8
12	-2.4	-2.3	-2.9	-5.3	-3.1	-8.0	-5.5	-0.7	-2.5	15.7
13	-1.7	-1.7	-1.9	-5.1	-5.5	-4.6	-5.0	0.7	-1.6	15.7
14	-2.3	-2.6	-0.8	-1.9	-1.9	-2.8	-0.5	0.2	-0.1	15.9
15	-2.6	-2.7	-2.0	-6.3	-7.8	-6.0	-3.1	1.3	-0.9	16.0
16	1.0	1.0	1.2	5.4	6.6	1.1	10.3	-1.8	-3.5	16.0
平成16年月平均額(円)	530,028	444,966	85,063	36,871	16,842	12,411	7,618	48,036	28,511	-

非消費支出の名目増減率に対する税・社会保険料別寄与度をみると、勤労所得税は、特別減税が実施された平成6年と税制改正による減税及び特別減税が実施された7年は、非消費支出の減少に大きく寄与した。平成8年は特別減税が実施されたものの、賞与が5年ぶりに増加したこともあって非消費支出の増加に寄与した。平成9年は特別減税が継続されなかったこともあって非消費支出の増加に大きく寄与したが、10年は二度の特別減税が実施されたほか、実収入が減少したことから非消費支出の減少に寄与した。平成11年は定率減税が実施されたほか、実収入の減少もあって非消費支出の減少に寄与した。平成12年、13年、14年及び15年は臨時収入・賞与の減少などから非消費支出の減少に寄与した。平成16年は世帯主の定期収入の増加や配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乘せて適用される部分が廃止されたことなどから非消費支出の増加に寄与した。

個人住民税は、特別減税が実施された平成6年は非消費支出の減少に寄与したが、7年は税制改正による減税及び特別減税が実施されたものの、特別減税の規模が前年に比べ小さかったことから非消費支出の増加に寄与した。平成8年は非消費支出の減少に寄与したが、9年は特別減税が継続されなかったこともあって非消費支出の増加に寄与した。平成10年は特別減税の実施から非消費支出の減少に寄与した。平成11年は定率減税が実施されたものの、前年との減税方式の違いから非消費支出の減少への寄与に至らなかった。平成12年、13年、14年及び15年は前年の実収入の減少などから非消費支出の減少に寄与したものの、16年は市町村民税が一律3,000円に統一されたことなどから非消費支出の増加に寄与した。

社会保険料は、昭和63年以降非消費支出の増加に寄与しており、平成7年は厚生年金保険などの保険料率が引き上げられたことなどから、非消費支出の増加に最も大きく寄与した。平成8年も厚生年金保険などの保険料率が引き上げられたため、非消費支出の増加に寄与し、9年、10年も非消費支出の増加に寄与したが、11年は実収入の減少もあって非消費支出の減少に寄与した。平成12年は介護保険料の徴収により健康保険料は増加したものの、実収入の減少から公的年金保険料が減少したため、非消費支出の減少に寄与した。平成13年、14年及び15年は、13年4月及び14年10月に雇用保険料率が引き上げられたことなどから非消費支出の増加に寄与した。平成16年は10月から厚生年金保険料の料率引き上げがあったものの、前年4月に社会保険料が総報酬制に移行したことにより、1月から3月までの社会保険料が減少したことから非消費支出の減少に寄与した(図6)。

賞与支給期の状況を見ると、夏季(6～7月平均)は社会保険料が、年末(12月)は勤労所得税の増加が非消費支出の増加に寄与した(表5)。

図 6 非消費支出の対前年名目増減率に対する税・社会保険料別寄与度の推移(全国・勤労者世帯)

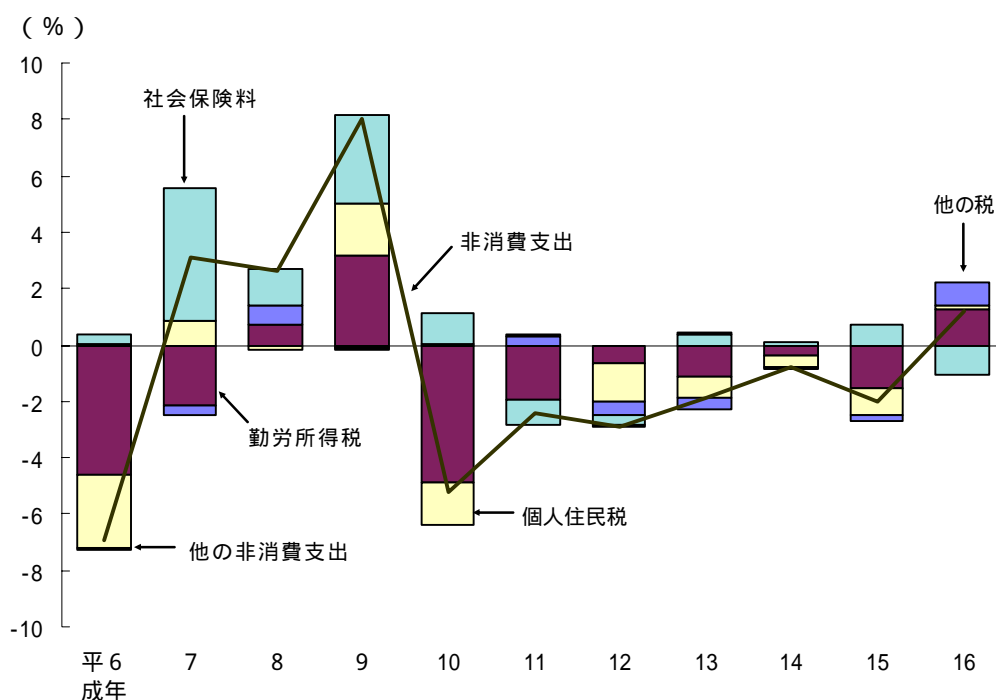


表 5 非消費支出とその内訳の推移(全国・勤労者世帯)

項 目		平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	平成16年	
								夏季 (6~7月平均)	年末 (12月)
月平均額 (円)	非消費支出	90,766	88,132	86,437	85,776	84,081	85,063	111,594	130,913
	勤労所得税	19,061	18,479	17,462	17,138	15,801	16,842	28,415	33,330
	個人住民税	15,310	14,088	13,433	13,055	12,276	12,411	14,668	11,335
	他の税	7,982	7,544	7,167	7,128	6,905	7,618	8,398	5,255
	社会保険料	48,234	47,881	48,232	48,312	48,933	48,036	59,746	80,856
対前年 名目増減率 (%)	非消費支出	-2.4	-2.9	-1.9	-0.8	-2.0	1.2	0.6	4.6
	勤労所得税	-8.7	-3.1	-5.5	-1.9	-7.8	6.6	1.5	21.4
	個人住民税	0.0	-8.0	-4.6	-2.8	-6.0	1.1	5.5	-1.9
	他の税	4.1	-5.5	-5.0	-0.5	-3.1	10.3	-18.9	25.4
	社会保険料	-1.6	-0.7	0.7	0.2	1.3	-1.8	2.1	-1.0
寄名 目増減率に 対する (%)	非消費支出	-2.4	-2.9	-1.9	-0.8	-2.0	1.2	0.6	4.6
	勤労所得税	-1.95	-0.64	-1.15	-0.37	-1.56	1.24	0.38	4.69
	個人住民税	0.00	-1.35	-0.74	-0.44	-0.91	0.16	0.69	-0.17
	他の税	0.34	-0.48	-0.43	-0.05	-0.26	0.85	-1.77	0.85
	社会保険料	-0.85	-0.39	0.40	0.09	0.72	-1.07	1.12	-0.63

<参考> 所得税・個人住民税の減税と社会保険料の改定

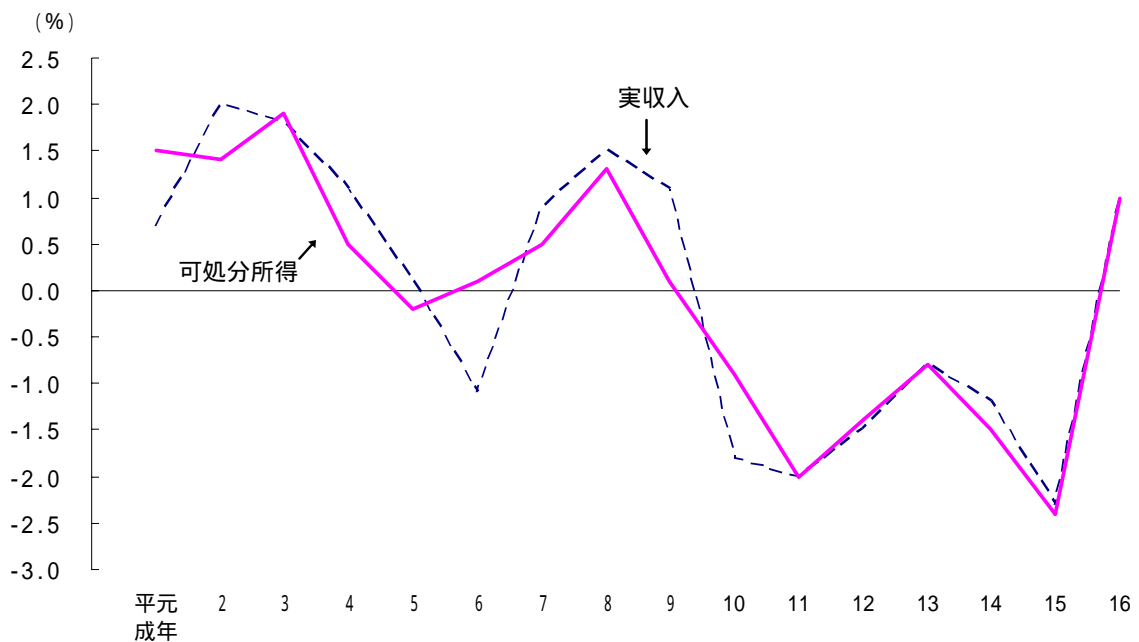
実施時期	内 容															
昭和62年 10月 12月 63年 6月 9月 12月 平成元年 1月 6月 2年 1月 6月 3年 1月	<p>所得税（税率の緩和、配偶者特別控除の創設）                  所得税年末調整（62年1月～9月分減税）                  個人住民税（税率の変更、控除額の引上げ、配偶者特別控除の創設）                  所得税（特例法の実施）                  所得税年末調整（63年1月～8月分減税）                  所得税（税率の緩和、控除額の引上げ）                  個人住民税（税率の緩和）                  厚生年金保険料 料率の改定 男子：1000分の124 143へ                  個人住民税（控除額の引上げ）                  厚生年金保険料 料率の改定 男子：1000分の143 145へ</p>															
6年 6月 6月 11月 12月	<p>所得税（1年限りの定率による特別減税）                  [平成6年1月から6月までに支給された給与等に対して源泉徴収された所得税から20%を還付、上限100万円]                  個人住民税（1年限りの定率による特別減税）                  [平成6年6月、7月の給与からの徴収額を0円とし、平成6年分の所得税額の20%相当額（上限20万円）を控除後、6年8月から7年5月までの10か月間で徴収]                  厚生年金保険料 料率の改定 男女共：1000分の145 165へ                  所得税（特別減税6年6月施行分の続き）                  [所得税の年末調整において、6年分の所得税額の20%相当額（上限200万円、6年6月還付分を清算）]</p>															
7年 1月 4月 6月 6月 6月 12月	<p>所得税（税率適用区分の変更、控除額の引上げ、給与所得控除率の適用範囲の引上げ）                  厚生年金保険料 賞与からも1%（労使折半）を徴収                  所得税（1年限りの定率による特別減税）                  [平成7年1月から6月までに支給された給与等に対して源泉徴収された所得税から15%を還付、上限2万5千円]                  個人住民税（税率適用区分の変更、控除額の引上げ）                  個人住民税（1年限りの定率による特別減税）                  [平成7年6月の給与からの徴収額を0円とし、平成7年分の所得税額の15%相当額（上限2万円）を控除後、7年7月から8年5月までの11か月間で徴収]                  所得税（特別減税7年6月施行分の続き）                  [所得税の年末調整において、7年分の所得税額の15%相当額（上限5万円、7年6月還付分を清算）]</p>															
8年 6月 6月 10月 12月	<p>所得税（1年限りの定率による特別減税）                  [平成8年1月から6月までに支給された給与等に対して源泉徴収された所得税から15%を還付、上限2万5千円]                  個人住民税（1年限りの定率による特別減税）                  [平成8年6月の給与からの徴収額を0円とし、平成8年分の所得税額の15%相当額（上限2万円）を控除後、8年7月から9年5月までの11か月間で徴収]                  厚生年金保険料 料率の改定 男女共：1000分の165 173.5へ                  所得税（特別減税8年6月施行分の続き）                  [所得税の年末調整において、8年分の所得税額の15%相当額（上限5万円、8年6月還付分を清算）]</p>															
10年 2月 6月 8月	<p>所得税（1年限りの定額による特別減税）                  [給与等の収入のある者1万8千円、扶養家族9千円を2月1日以降の所得税から減額]                  個人住民税（1年限りの定額による特別減税（追加分を含む。））                  [給与等の収入のある者1万7千円、扶養家族8千5百円を個人住民税から減額。平成10年6月の給与からの徴収額を0円とし、10年7月から11年5月までの11か月間で徴収]                  所得税（1年限りの定額による特別減税の追加）                  [給与等の収入のある者2万円、扶養家族1万円を8月1日以降の所得税から減額]</p>															
11年 4月 6月 6月	<p>所得税（最高税率の引下げ及び適用区分の変更、扶養控除額の引上げ、控除率20%（上限25万円）の定率減税）                  所得税（定率減税11年4月施行分の続き）                  [平成11年1月から3月までに支給された給与等に対して源泉徴収された所得税から20%を還付、上限4万5千円]                  個人住民税（定率減税）                  [平成11年6月分以降の給与から所得税額の15%相当額（上限4万円）を控除して徴収]</p>															
12年 4月 10月	<p>介護保険料 第2号被保険者（40歳～64歳）徴収開始                  介護保険料 第1号被保険者（65歳以上）徴収開始（ただし、平成13年9月までは半額に軽減）</p>															
13年 4月 10月 10月 10月	<p>雇用保険料 料率の改定 一般労働者負担分：1000分の4 6へ                  確定拠出年金制度開始                  介護保険料 第1号被保険者（65歳以上）全額徴収開始                  株式譲渡益に対する小額非課税制度開始（平成17年末までの時限措置）                  [100万円まで所得税、住民税が非課税]</p>															
14年 4月 4月 10月	<p>国民年金保険料 減免 前年の所得285万円以下 半額、164万円以下 全額免除                  厚生年金保険料 被保険者の年齢の上限が65歳未満から70歳未満に引き上げ                  厚生年金 一部又は全部支給停止                  [65～69歳の在職者のうち賞金と老齢厚生年金の月額合計額が37万円を超える場合は超過分の2分の1の額の老齢厚生年金が支給停止]                  雇用保険料 料率の改定 一般労働者負担分：1000分の6 7へ</p>															
15年 4月 4月	<p>社会保険料が総報酬制へ移行</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>（料 率）</th> <th>月収</th> <th>+</th> <th>賞与</th> <th>月収・賞与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>8.675%</td> <td>+</td> <td>0.5%</td> <td>6.79%</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>4.25%</td> <td>+</td> <td>0.3%</td> <td>4.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護保険料の改定</p>	（料 率）	月収	+	賞与	月収・賞与	厚生年金保険	8.675%	+	0.5%	6.79%	健康保険	4.25%	+	0.3%	4.1%
（料 率）	月収	+	賞与	月収・賞与												
厚生年金保険	8.675%	+	0.5%	6.79%												
健康保険	4.25%	+	0.3%	4.1%												
16年 6月 10月 12月	<p>市町村住民税一律3,000円へ移行</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>人口50万以上の市：3,000円</td> <td rowspan="3">} 一律3,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万～50万未満の市：2,500円</td> </tr> <tr> <td>人口5万未満の市及び町村：2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生年金保険料率の引き上げ 6.79% 6.967%                  所得税（配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止）</p>	人口50万以上の市：3,000円	} 一律3,000円	人口5万～50万未満の市：2,500円	人口5万未満の市及び町村：2,000円											
人口50万以上の市：3,000円	} 一律3,000円															
人口5万～50万未満の市：2,500円																
人口5万未満の市及び町村：2,000円																

(3) 可処分所得は7年ぶりの実質増加

可処分所得は444,966円で、前年に比べ名目1.0%の増加,実質1.0%の増加となり、名目、実質とも7年ぶりの増加となった。

可処分所得の動きをみると、平成5年に実質0.2%の減少と昭和56年(実質-1.0%)以来12年ぶりの実質減少となった後、平成6年は実収入が実質減少となったものの、特別減税の実施もあって非消費支出が大幅に減少したことから、実質0.1%の増加となった。平成7年、8年はそれぞれ実質0.5%の増加、同1.3%の増加といずれも前年の伸びを上回り、9年も特別減税が継続されなかったことから非消費支出が大幅に増加したものの、実質0.1%の増加となった。平成10年は2月及び8月に特別減税が実施されたものの、景気低迷の影響もあって実収入が減少したことから、実質0.9%の減少と5年ぶりに実質減少、11年も定率減税が実施されたものの、引き続き景気が低迷したことなどにより実収入が更に減少したことから実質2.0%の減少となった。平成12年、13年、14年及び15年も実収入の減少が続いたことから、それぞれ実質1.4%の減少、同0.8%の減少、同1.5%の減少、同2.4%の減少となった。平成16年は実収入が増加したことから実質1.0%の増加となった(図7,表3)。

図7 可処分所得及び実収入の対前年実質増減率の推移(全国・勤労者世帯)

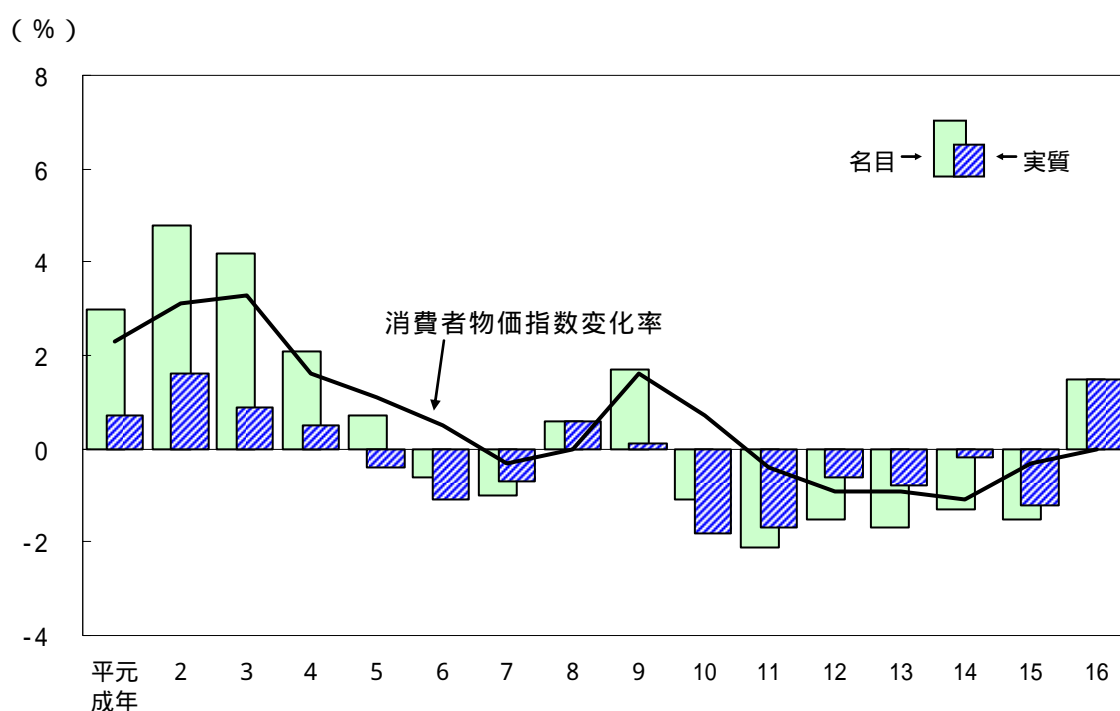


#### (4) 消費支出は7年ぶりの実質増加

消費支出は330,836円で、前年に比べ名目1.5%の増加、実質1.5%の増加となり、名目、実質とも7年ぶりの増加となった。

消費支出の動きをみると、平成5年に景気低迷の影響を受けて実質0.4%の減少と昭和55年(実質-0.8%)以来13年ぶりの実質減少となった後、平成6年、7年もそれぞれ実質1.1%の減少、同0.7%の減少となった。平成8年は実質0.6%の増加と4年ぶりの増加となり、9年も実質0.1%の増加となったが、10年から15年までは実収入の減少などもあってそれぞれ実質1.8%の減少、同1.7%の減少、同0.6%の減少、同0.8%の減少、同0.2%の減少、同1.2%の減少となった。平成16年は実収入が増加したこともあって実質1.5%の増加となった(図8、表1)。

図8 消費支出の対前年増減率の推移(全国・勤労者世帯)

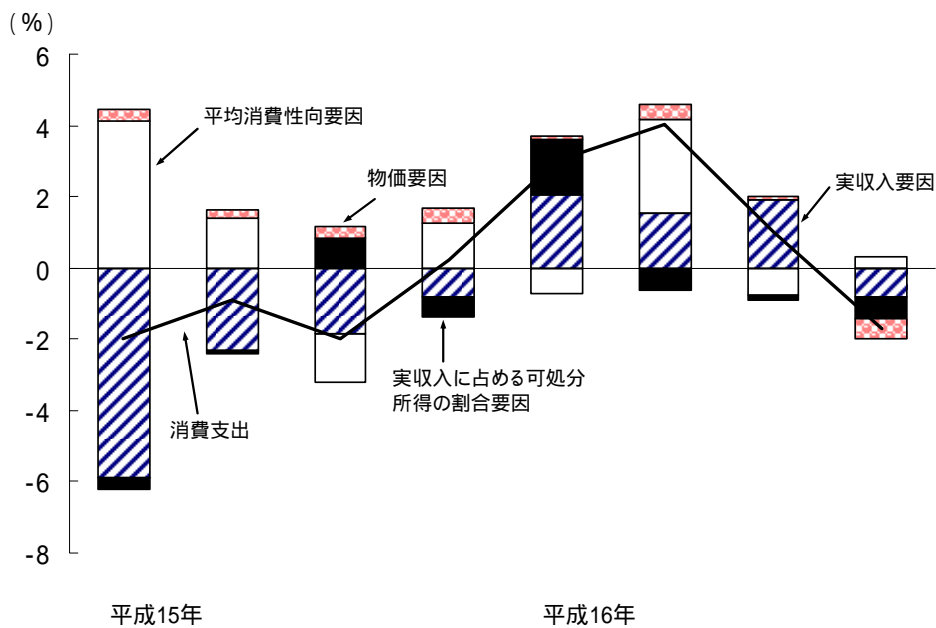




消費支出の内訳をみると、教育(+8.6%)、交通・通信(+6.0%)、教養娯楽(+5.9%)が大幅な実質増加となったほか、家具・家事用品(+3.8%)、光熱・水道(+0.9%)、保健医療(+0.3%)も実質増加となった。また、「その他の消費支出」(名目+0.8%)も増加となった。一方、住居(-6.0%)が大幅な実質減少となったほか、被服及び履物(-3.4%)、食料(-0.3%)も実質減少となった(表6)。

消費支出の動きを四半期別にみると、1～3月期は実収入の増加が寄与したことなどから前年同期に比べ実質3.0%の増加、4～6月期も実収入の増加を上回る消費支出の増加が寄与したこともあって実質4.0%の増加となった。7～9月期は平均消費性向が低下したものの、実収入の増加が寄与したことなどから実質1.0%の増加となったが、10～12月期は実収入の減少が寄与したこともあって実質1.7%の減少となった(図9、表1)。

図9 消費支出の四半期別対前年同期実質増減率に対する要因別寄与度の推移  
(全国・勤労者世帯)



- (注) 1. 「実質消費支出 = 実収入 × 実収入に占める可処分所得(非消費支出以外)の割合 × 平均消費性向 ÷ 消費者物価指数」という関係から要因分解を行った。  
2. は1～3月期、 は4～6月期、 は7～9月期、 は10～12月期を表す。

表 6 消費支出の費目別対前年実質増減率の推移(全国・勤労者世帯)

(単位:%)

項 目	平成12年	13 年	14 年	15 年	16 年	平成 16 年	
						月平均額 (円)	構 成 比 (%)
消 費 支 出	-0.6	-0.8	-0.2	-1.2	1.5	330,836	100.0
食 料	-2.2	-1.7	1.1	-2.2	-0.3	72,025	21.8
調理食品	0.3	2.9	-0.2	0.7	0.8	8,387	2.5
外 食	-1.4	-0.6	1.4	-3.0	1.3	14,082	4.3
住 居	-3.8	2.8	-2.4	3.9	-6.0	20,804	6.3
設備修繕・維持	-9.9	15.2	1.1	5.1	-20.6	5,872	1.8
光熱・水道	0.5	-0.8	-0.4	0.4	0.9	20,909	6.3
家具・家事用品	-4.5	4.8	-1.0	-0.9	3.8	10,419	3.1
被服及び履物	-7.9	-3.7	-0.1	-0.5	-3.4	14,893	4.5
保健医療	0.6	-1.7	-1.6	6.4	0.3	11,531	3.5
交通・通信	7.2	1.6	-0.3	2.4	6.0	47,218	14.3
自動車等関係費	8.5	-2.0	-3.5	1.5	7.2	25,983	7.9
通 信	11.1	16.4	7.1	6.6	5.4	13,421	4.1
教 育	1.2	-4.1	-2.0	2.4	8.6	19,714	6.0
教 養 娯 楽	-3.2	2.2	1.1	-1.0	5.9	33,710	10.2
教養娯楽用耐久財	7.4	22.1	11.9	3.9	20.4	3,653	1.1
その他の消費支出*	-1.0	-3.5	-1.7	-5.7	0.8	79,613	24.1
諸 雑 費	4.3	-2.9	8.0	-6.4	2.0	20,491	6.2

(注) \*の増減率は名目増減率

(5) 平均消費性向は3年連続の上昇

勤労者世帯の平均消費性向(可処分所得に対する消費支出の割合)は平成10年の71.3%から、11年は71.5%、12年は72.1%と2年連続で上昇した後、13年は72.1%と前年と同水準となったものの、14年は73.1%、15年は74.0%、16年は74.4%と3年連続の上昇となった(図10、表8)。

また、実質可処分所得と平均消費性向の推移をみると、平成3年までは実質可処分所得の増加に伴い平均消費性向は低下傾向にあり、4年以降は実質可処分所得の増加が鈍化傾向となったものの平均消費性向は低下傾向となった。しかし、平成11年から15年までは実質可処分所得の減少に伴い平均消費性向は上昇傾向となった。平成16年は実質可処分所得が増加となったものの平均消費性向の上昇傾向は続いている(図11)。

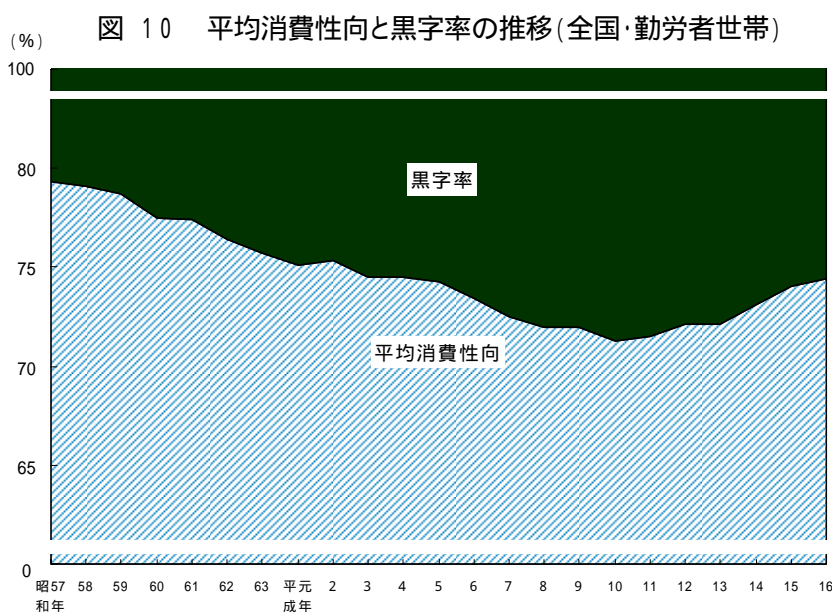
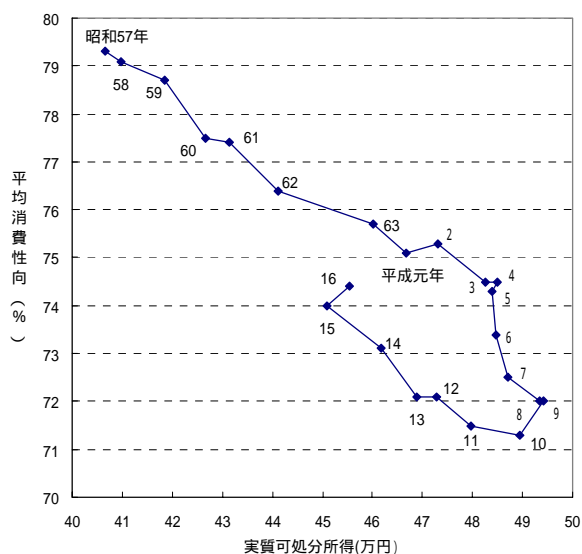


図 11 実質可処分所得と平均消費性向の推移(全国・勤労者世帯)



(注) 実質可処分所得は、消費者物価指数(平成12年基準の持家の帰属家賃を除く総合)で実質化した。

季節調整済み平均消費性向の動きを四半期別にみると、平成16年1～3月期は前期に比べ1.0ポイント低下して73.1%、4～6月期は2.3ポイント上昇して75.4%、7～9月期は2.8ポイント低下して72.6%、10～12月期は1.4ポイント上昇して74.0%となった(表7)。

表7 季節調整済み四半期別名目金額指数及び平均消費性向の推移(全国・勤労者世帯)

(平成12年=100)

四半期	名目金額指数			平均消費性向(%)
	実収入	可処分所得	消費支出	
平成15年				
1～3月期	93.1	92.7	94.8	73.5
4～6	93.4	93.6	96.1	73.8
7～9	93.0	93.8	95.6	73.2
10～12	93.3	93.0	95.9	74.1
平成16年				
1～3月期	94.9	96.0	97.6	73.1
4～6	95.1	94.7	99.3	75.4
7～9	94.7	95.4	96.4	72.6
10～12	93.1	92.5	95.2	74.0
	対前期変化率(%)			対前期ポイント差
平成15年				
1～3月期	-1.0	-1.0	-1.0	-0.1
4～6	0.3	1.0	1.4	0.3
7～9	-0.4	0.2	-0.5	-0.6
10～12	0.3	-0.9	0.3	0.9
平成16年				
1～3月期	1.7	3.2	1.8	-1.0
4～6	0.2	-1.4	1.7	2.3
7～9	-0.4	0.7	-2.9	-2.8
10～12	-1.7	-3.0	-1.2	1.4

- (注) 1. 季節調整値は原数値から季節変動部分を除去したもので、季節調整の方法はセンサス局法(X-11)を用いた。  
2. 「平均消費性向」の季節調整値は、季節調整済みの消費支出を季節調整済みの可処分所得で除して算出した。

(6) 黒字率は3年連続の低下

黒字(可処分所得から消費支出を差し引いた額)は114,129円で、前年に比べ名目0.4%の減少となった。

黒字率(可処分所得に対する黒字の割合)は、平成元年以降おおむね上昇傾向で推移し、10年に28.7%と現行調査の開始以来最高の水準となった。その後平成11年は28.5%、12年は27.9%と2年連続で低下し、13年は27.9%と前年と同水準となったが、14年は26.9%、15年は26.0%、16年は25.6%と3年連続で低下した。

金融資産純増は75,677円で、可処分所得に対する割合(金融資産純増率)は17.0%と前年と同水準となった。金融資産純増率は平成10年に20.2%と現行調査の開始以来最高の水準となったものの、11年は19.8%、12年は18.9%と2年連続で低下し、13年は18.9%と前年と同水準となったが、14年は17.8%、15年は17.0%と2年連続の低下となり、16年は17.0%と前年と同水準となった。

土地家屋借金純減(土地や住宅などの購入に係る借入金返済額から借入額を控除した額)の可処分所得に対する割合は、平成6年から8年までは3%台前半で推移していたが、9年は5.1%、10年は5.9%と上昇し、11年は5.4%と前年に比べ低下したものの、12年は再び5.9%に上昇した。平成13年は5.6%と前年に比べ低下したが、14年は7.3%と上昇し、現行調査の開始以来最高の水準となった。その後平成15年は6.4%、16年は6.3%と2年連続で低下した(図12、表8)。

なお、土地家屋借金返済の可処分所得に対する割合は、住宅ローン金利の低下もあって借入額が増加したことにより、平成6年以降は、それまでの5%以下から上昇し6%台で推移していたが、12年は住宅ローン減税の延長もあって7.3%となった。平成13年は7.8%、14年は8.0%と2年連続で上昇したが、15年は7.6%と低下したものの、16年は8.1%と上昇し、土地家屋借金返済の集計の開始(昭和45年)以来最高の水準となった(表8)。

表 8 平均消費性向、黒字率の主な内訳の推移(全国・勤労者世帯)

年次	平均消費性向	可処分所得に対する割合							土地家屋借金返済の可処分所得に対する割合	(参考) 可処分所得の対前年 名目増減率
		黒字 (黒字率)	可処分所得に対する割合							
			金融資産純増 (金融資産純増率)	預貯金 純増	保険純増	有価証券 純購入	土地家屋 借金純減	財産純増		
平成元年	75.1	24.9	17.1	9.2	7.4	0.5	4.8	1.3	5.3	3.8
2	75.3	24.7	17.5	9.8	7.1	0.5	4.2	1.9	5.2	4.5
3	74.5	25.5	18.3	10.7	7.2	0.4	4.2	1.8	4.9	5.3
4	74.5	25.5	18.7	10.6	7.7	0.4	4.0	1.4	4.8	2.1
5	74.3	25.7	17.3	9.2	7.8	0.3	4.3	3.0	5.9	0.9
6	73.4	26.6	18.1	9.8	8.0	0.3	3.1	4.1	6.5	0.6
7	72.5	27.5	18.3	9.7	8.3	0.3	3.2	4.3	6.1	0.2
8	72.0	28.0	18.4	9.9	8.3	0.2	3.0	5.5	6.1	1.3
9	72.0	28.0	20.0	11.5	8.2	0.2	5.1	2.2	6.0	1.7
10	71.3	28.7	20.2	11.8	8.1	0.3	5.9	1.8	6.5	-0.2
11	71.5	28.5	19.8	11.3	8.1	0.4	5.4	2.5	6.7	-2.4
12	72.1	27.9	18.9	10.8	7.8	0.3	5.9	2.7	7.3	-2.3
13	72.1	27.9	18.9	10.8	7.7	0.3	5.6	3.3	7.8	-1.7
14	73.1	26.9	17.8	10.0	7.6	0.2	7.3	1.8	8.0	-2.6
15	74.0	26.0	17.0	9.3	7.5	0.3	6.4	2.9	7.6	-2.7
16	74.4	25.6	17.0	9.8	7.0	0.2	6.3	3.1	8.1	1.0
平成16年 月平均額 (円)	-	114,129	75,677	43,465	31,174	1,038	27,979	13,661	36,246	-

図 12 黒字率の内訳の推移(全国・勤労者世帯)

